

47 自立分散型エネルギー社会の構築

(1) 練馬区エネルギービジョン

住宅都市練馬にふさわしい自立分散型エネルギー社会の将来像と具体的取組を明らかにするものとして、28年3月に策定した。

●理念

一つのエネルギーに依存するのではなく、さまざまなエネルギーを目的に応じて組み合わせるという「エネルギーのベストミックス」と省エネルギーを両輪として、災害時のエネルギーセキュリティ（※1）の確保や、平時の効率的で低炭素（※2）なエネルギーの確保を実現した自立分散型エネルギー社会を目指す。

※1 エネルギーセキュリティ：

家庭や事業所、避難拠点等において必要とされるエネルギーが安定的に得られるようにすること

※2 低炭素：

温室効果ガス排出量を削減するため、主な排出源である化石エネルギーへの依存を低減した状態のこと

●4つの柱立て

1 災害時のエネルギーセキュリティの確保

(1) 避難拠点への太陽光発電設備等の導入

避難拠点となる小・中学校の施設改修時に、蓄電設備と組み合わせた太陽光発電設備の設置を進めている。

(2) 避難拠点での電気自動車等の活用

練馬区内で地震や台風等による停電が発生した際、電気自動車および充電スタンドを区に貸与する「災害時における電気自動車からの電力供給の協力に関する協定」を自動車メーカーおよび自動車販売会社と30年度に締結した。

また同年、ボランティア登録した区民が保有している電気自動車等をあらかじめ指定された避難拠頭に運び、給電活動に協力する「災害時協力登録車制度」を創設した。

令和2年9月には、新たな自動車販売会社と2件目となる協定を締結し、災害時協力登録車制度に登録できる車種を追加するとともに、販売店舗（17店舗）に制度のチラシを配架した。また、既に協定を締結している自動車販売店との共同訓練を実施した。

2 分散型エネルギーの普及拡大

地域コジェネレーションシステム（※）を早期に整備する。

令和3年3月に、順天堂大学医学部附属練馬病院と

石神井東中学校との間で運用を開始した。

さらに、令和4年度の運用開始に向けて、令和元年度に（公社）地域医療振興協会と、基本協定を締結した。

また、区民や事業者による分散型エネルギーシステムの導入を支援し、普及拡大する取組を進めている。

※地域コジェネレーションシステム：

災害拠点病院が天然ガス等を燃料として発電した電力を災害時に近隣の医療救護所に融通すること

3 省エネルギー化の推進

省エネルギー機器・設備の導入を促進するため、再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置等補助制度の拡充や、区立施設の省エネルギー化に取り組んでいる。

4 区民とともに進める取組

自立分散型エネルギー社会の実現を目指し、区民や事業者とともに、取組の推進に努めている。

(2) 環境にやさしいまちをつくる

●「練馬区環境基本条例」と「環境都市練馬区宣言」

区の環境の保全にかかわる基本理念、区・事業者・区民の責務、環境の保全にかかわる基本的事項を定め、地球環境や広域的な環境の保全に貢献することを目的として、18年6月に条例を制定した。

条例施行を機に、地域環境・地球環境の保全に取り組む決意と基本方針を内外に明らかにし、より良い環境を次の世代に引き継ぐことを宣言した。（宣言文は裏表紙参照）

●練馬区環境審議会

「練馬区環境基本条例」に基づき、区の環境保全に関する基本的事項を調査審議するための組織である。委員の任期は2年で、公募区民・団体代表および学識経験者など計18人で構成されている。令和2年度は1回開催した。

●練馬区環境基本計画

区の環境の保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために策定している。

「練馬区環境基本計画2011（後期計画）」の方向性を継承し、『ビジョン』の環境分野の施策を体系化するものとして、令和2年3月に「練馬区環境基本計画2020」を策定した。

望ましい環境像として「みどりの風吹く 豊かな環境のまち ねりま」を定め、「みどり」「エネルギー」「清掃・リサイクル」「地域環境」の4分野を計画範囲として施策を進めるものとし、温室効果ガスの削減やプラスチックごみの削減等に取り組んでいる。

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、「気候変動適応法」の「地域気候変動適応計画」として位置付けている。

〔温室ガス削減目標〕

25年度比で、令和12年度までに26.0%削減

〔温室効果ガス排出状況〕

30年度は197万4千tであり、そのほとんどを二酸化炭素が占めている。基準年度（25年度）と比較して13.2%減となっている。

●再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置等補助制度

18年度から、住宅等に再生可能エネルギー設備または省エネルギー設備を設置する区民等に対して、費用の一部補助を行っている。令和2年度は、計876件、4,457万5千円を補助した。補助の内容と実績はつぎのとおりである。

- ・太陽光発電設備 118件
- ・自然冷媒ヒートポンプ給湯器 105件
- ・家庭用燃料電池システム 402件
- ・蓄電システム 207件
- ・ビークル・トゥ・ホームシステム 2件
- ・窓の断熱改修 27件
- ・直管形等LED照明 15件

●自立分散型エネルギー設備設置補助制度

28年度から、低炭素で高効率な自立分散型エネルギー設備の普及促進や災害発生時の避難拠点等におけるエネルギーの確保のため、太陽光発電設備や蓄電システム等を設置した福祉避難所および災害時医療機関の運営者に対し、費用の一部を補助している。

●練馬区地球温暖化対策地域協議会（ねり☆エコ）の活動

区における地球温暖化対策を推進するため、22年5月に練馬区地球温暖化対策地域協議会が設立され、23年度に区民公募により愛称を「ねり☆エコ」とした。

区およびその他関係機関等と連携して、ホームページによる情報発信や講演会、各種イベントの参加など、節電・省エネ・省資源に関する普及啓発活動を行っている。

(3) 区民・事業者と地球温暖化防止に取り組む

●エコライフチェック事業

エコライフチェックとは、区民や事業所が環境に配慮した行動（エコライフ）に取り組む日を決めて実践し、普段の日の行動と比較（チェック）することで、エコライフの効果（二酸化炭素排出量の削減）を確認する啓発事業である。令和2年度は、区内の小・中学生等42,225人および18事業所の取組により、2.75tの二酸化炭素排出量を削減した。

●環境月間行事

環境省が主唱する6月の環境月間に合わせ、関連事業を行っているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を令和3年1月に延期した。区役所アトリウムを会場に「スタート！エコライフ2021冬」と題してパネル展示により、省エネや環境に優しい暮らしのヒント、区の環境への取組などを紹介した。

●環境学習事業

令和2年度は、例年行っていた次の2つの啓発事業を新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止した。

- ・ねりまエコスタイルフェア
- ・練馬区環境作文コンクール

1 ねりま打ち水大作戦

打ち水の効果や楽しさを広く周知・啓発することにより、区民一人ひとりがヒートアイランド対策に積極的に取り組む契機となることを目的として、26年度から実施している。令和2年度は新型コロナウイルス感染防止策の徹底を呼びかけたうえで、各家庭での取組に加え、区立施設、小学校および事業所など12団体が打ち水を実施した。

2 こどもエコクラブ

（公財）日本環境協会が主催しているこどもエコクラブ事業（3歳から18歳までを対象とする環境活動のクラブ）の地方事務局として、区内クラブの活動を支援した。令和2年度は6クラブ323人が会員として登録・活動した。

3 ねりまエコ・アドバイザー

ねりまエコ・アドバイザーとは、区が行う環境教育啓発事業や地域で行われる環境保全活動への助言・協力等を行うため、区が委嘱した区民（ボランティア）である。

区では、ねりまエコ・アドバイザーと連携し、環境教育の一環として、小学校・学童クラブ等への講師派遣を行っている。令和2年度は37人が活動した。

●地域のエコ活動を担う人材の育成

地域のエコ活動を担い、広める人材を育成するため、つながるカレッジねりまに環境分野「エコ・アドバイザーコース」を令和2年9月に開講した。省エネや創エネ、省資源などさまざまなエコライフに関する知識や技術を学び、令和2年度は16名が卒業した。

●オール東京62市区町村共同事業

オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」は、東京の自然環境の保護や地球温暖化の防止を目的として、19年度にスタートした。

令和2年度には、62市区町村共通版の「温室効果ガス排出量算定手法の標準化」により算出した都内の市区町村ごとの温室効果ガス排出量の公表や、市民協働型温暖化対策実行計画推進研究会の運営、気候変動への適応策に関する調査研究を行った。

●環境情報の提供事業

環境に関するさまざまな情報を区民に提供することを目的として、区ホームページで環境教育啓発事業の案内や区内で活動する環境団体を紹介している。

●環境報告書「ねりまのかんきょう」の発行

「練馬区環境基本条例」に基づく環境報告書として、令和2年9月に冊子「ねりまのかんきょう 令和元年度（2019年度）報告」を作成した。「環境にやさしいまちをつくる」「練馬のみどりを未来へつなぐ」「循環型社会をつくる」の3部構成で、令和元年度を中心とした区の環境の現状や施策の実施状況を掲載している。

(4) 区が率先して地球温暖化防止に取り組む

●区の事務事業における環境配慮活動の着実な推進

1 練馬区環境マネジメントシステム

(ねりまエコプラン)

事務事業執行の中で、地球温暖化防止を始めとする環境課題の解決に向けて取り組んでいる。

13年度からは環境マネジメントシステムの世界共通の規格であるISO14001により、23年度からは区独自の「練馬区環境マネジメントシステム（ねりまエコプラン）」により、環境への負荷を低減し、環境法令を遵守するなど、環境課題の解決に取り組んでいる。

2 練馬区環境管理実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、

事業者としての区が、自らの事務事業に伴う温室効果ガス排出量を削減するため23年に策定した。

令和2年3月に、プラスチックごみ削減への取組を強化した第三次計画を策定した。

3 区立施設の省エネルギー対策等

全施設で節電を励行するとともに、施設の改修にあたっては、省エネルギーに配慮した空調、照明設備等を導入している。

使用する電力については、電力会社の再生可能エネルギーの導入状況や、温室効果ガス排出量などを考慮し、事業者を入札等で決定している。

4 低公害車の導入

区が導入する車両については、低燃費・低公害車を優先して選択している。「低燃費・低公害車の導入に関する手順書」を策定し、国の排出ガス規制基準および低燃費基準に適合した九都県市指定公害車（※）を選定条件にしている。

令和2年度は手順書を改定し、小型乗用車および普通乗用車の調達はハイブリッド車や電気自動車を原則とするなど、基準を強化した。

※九都県市指定低公害車：

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定した窒素酸化物等の排出量が少ない低公害な自動車や燃費性能の優れた自動車のこと